

中世和漢混淆文における助動詞「む」・「べし」について

——〈意志〉の意味・用法を中心に——

田 中 雅 和

目 次

はじめに

一、「む」・「べし」についての概観

二、〈意志〉の意味・用法の「べし」

三、〈意志〉の意味・用法の「む」

四、〈意志〉の意味・用法における「む」と「べし」との比較

むすびにかえて（「欲・将」と「可」）

はじめに

主体の断定判断を表わす表現のうち、主観的に推測したり、選択したり、提起したりする判断を表明するものを推量表現と言う。一口に推量表現だけに用いられる助動詞とは言えないものもあるが、「む・むず・らむ・けむ・めり・らし・べし・まし・なり」などを「推量の助動詞」と称している。⁽¹⁾この所謂「推量の助動詞」については、推量表現における表現性の差異が、「む」との関係を中心にして、既に論じられているところである。すなわち、推量の助動詞とは、基本的には不明・未知・未確認・非現実の事物について、換言すれば時間的・空間的・心理的に隔たったものの存在や

状態について、話し手の推測や想像を表わすものであるが、その表現性の差異を「む」の「単純な推量」と區別するために、例えば「過去推量」・「現在推量」・「原因推量」・「反実仮想」・「伝聞推量」などと称して、意味・用法の差異ということで説明されることが多いもののようである。しかし、これら「推量の助動詞」が表わす意味は、推量と関連のある他の意味を有する場合も多く、単純には一括し難い状況にある。就中、「む」と「べし」の有する意味は極めて広いため、その表現内容を仔細に區別するならば、関連する用法も多岐に亙った複雑なものとなるように思われる。

さて、これら「推量の助動詞」に於けるそれ／＼の関係を「む」を中心にして考えた場合、多くのものが、その表現性の弁別は基本的な部分においては比較的明確になされている。しかし、「べし」との関係については、「む」が主観性の強い推量であるのに対し、「べし」は客観性の強い推量であるとする程度で、それ／＼個々の意味・用法上の差異は充分に論じ尽されていないように思われる。それは恐らく、〈推量〉の周辺にある〈未定・仮想・意志・伝聞・婉曲・比況〉などの意味が、それ／＼相互に、また「む」と「べし」との間で、隣接したり重なったりする形になっているためであると思われる。

そこで、本稿ではこの推量の助動詞「む」と「べし」との関係について、その一側面を検討・考察したところを述べ、大方の御批正を仰ぎたいと思う。

一、「む」・「べし」についての概観

「む」と「べし」の有する意味・用法が極めて広いことは先述したとおりである。その意味・用法は、人によって広狭の差や相互に関係づけるかまったく並列的にあげるといふ記述の差はあるが、それらをできるだけ簡潔に整理した上で、「む」と「べし」との間で重なったり極めて近い関係にあったりするものを抽出すると、ほぼ三種類が挙げられるようである。すなわち、〈推量〉と〈勧誘・命令〉と〈意志・決意〉の三種類である。そこで、まずこの三種類についての

先学の論考を参照し整理して、「む」と「べし」との関係を基本的な部分で明確にしておきたい。

まず〈推量〉についてであるが、これは先学の論考を通覧すると、「む」・「べし」の本質的意味であると大体考えてよさそうである（ただ、「べし」の本義は推量ではなくて〈当然〉であるとする説もある⁽²⁾）。従つて、〈推量〉の意味における差異は、両者の本質的な差異として特徴づけられるものと考えてよい。

「む」の意味は、未実現・未確定の事態について、考えられる中で適当と判断される一事態をとりあげて推量するものであり、言語主体の意志を反映した表現にも用いられる。つまり、主観性の強い推量といえる。一方、「べし」の意味は、対象自体に存する必然の結果として把握される「現実的、様相的な推定」であり、物事のことわりによる必然の帰結として把握される「観念的、論理的な推定」であつて、「必然の推定」というべきものである⁽⁴⁾。また、接続関係からみると、未然形接続の「む」に対して、「べし」は、文の終止に用いられそれ自身完結した陳述をふくみうる形で、一つの動作・作用の実現を述べるのできる終止形に接続する。従つて、「べし」の意味は、まだ現実に存在してはいないが状況から判断してもはや実現が疑いないと考えられる事態について言うもので、そういう客観的な裏づけをもつ、確信のある推測を表わすとされる⁽⁵⁾。つまり、いずれにしても、「む」に比べて客観性の強い推量といえる。

次に、〈勧誘・命令〉についてである。〈勧誘〉と言ひ、〈命令〉と言ひ、ともに話し手の判断や意志を話し手自身のものに終わらせないで、対者に向けられた意志であつて、相手にも同じ決意をいだかせるようにはたらしめかけるものである。この場合「む」にあつては、聞き手の行為に関わる未実現の一事態を適当なものとして判断し推量するのである。命令の形で言う代わりに、遠まわしに話し手の要求を伝えようとする一種の婉曲表現で、その内容はあくまでも主観的判断であることを強調し、決断は相手にゆだねるといふ話し手の態度の表明であつて、〈命令〉と言うよりも正に〈勧誘〉である。一方、「べし」にあつては、話し手が様相的・論理的に（客観的に）可能・当然・適当と判断した内容が、話し手自身の判断に終わらず、対者に向けられた直接的な表現であつて、「む」よりも、実現の可能性は強いことの裏づけを有

するなどのために、その要求が強くなされる「命令」と言える。

最後に「意志・決意」についてである。「べし」については、その「意志」を表わす用例は平安時代までは少ないと言われ、また中古語までは「べし」「まじ」も含めてには「意志」の用法がなく、「意志」と見なしてよいものは中世語にはいつてから現われるとする説もある。⁽⁹⁾一方、「む」においては、「推量」と「意志」との区別は困難ではあるとしながらも、「意志」の用法を認める点に異論はないようである。ところが、「意志」の意味・用法における「む」と「べし」との関係について、両者を比較検討した詳細な論者は未だ管見に入らない。「べし」における意志の方向に両極があり、⁽¹⁰⁾対者に向けられた「勧誘・命令」と、みずからに向けられた「決意」とがあると説明される程度である。また、先述の「推量」等の用法から明らかにされる本質的な「む」と「べし」との差異等から類推して、仮りに説明を試みても充分とは言えない。例えば、「む」の「意志」は、未実現の事態を言語主体が主観的に推量するものであり、「べし」の「意志」は、様相的・論理的に（客観的に）可能・当然・適当だと判断した内容をみずからに向けて命令した「決意」（強い意志）であると説明したとしても、それは具体的に現われた言語事象の実態に則して見た場合現実的でない。これは「意志」が言語主体のあくまでも主観的な、情意性を有した表現なのであるから、他の意味・用法のものと同レベルで論ずることとはできないものと思われる。

そこで、本稿では「む」と「べし」との関係を、この「意志」の意味・用法を中心にして検討し、両者の差異について考察して行こうと思う。

ところで、「む」なり「べし」なりが具体的に表わしている意味は、それを含む句や文の主語が何であるかに基づいて、文脈の中で判断・弁別されることになる。しかし、その有する意味の広さと、相互の関係の複雑さゆえに、解釈上の主観に左右される部分も少なくない。「む」「べし」の両者を比較検討して行く上では、解釈者個別の主観を排し、客観的に検証されなければならないが、そのための基準とし得るような決定的な外形上の特徴を明確にすることには困難を伴

う。

ここで再び先学の論考に目を向けると、「む」の有する様々な意味・用法の差異を、ある程度客観的な外形上の特徴を基準にして弁別を試みたものがある。それを簡単に整理すると次の如くなる。⁽¹²⁾

▽〔直上にくる動詞の違いによる〕 意志性を託しえぬ天然現象に関する動詞に接続した「む」は推量でしかなく、擬人的な場合でも希望的な意味にしかならない。⁽¹³⁾

▽〔上にくる主語の違いによる〕 「む」によって判断される事柄が(イ)第三者に属する場合は話手の単純な推量判断を表わす。(ロ)事柄が話手自身の能動的な行為に関するような場合は話手の意志を含んだ判断を表わすことが多い。(ハ)事柄が第二人称即ち聞き手の能動的な行為に関するような場合は聞き手に対する勧誘或は婉曲な命令になることがある。⁽¹⁴⁾

▽〔「む」自身の活用形の違いによる〕 終止形は意志・推量どちらも制限なく用いられているが、意志の例がはるかに多い。連体形では推量を示し、例外として意志を示す場合がある。⁽¹⁵⁾

これらも絶対的な法則という訳ではなく、その例外を説明するためには文脈を考慮して補うという手続きがどうしても必要である。ただ、「む」が多くの意味・用法を有する中で、〈意志〉を表わす場合に関しては、「人称による」弁別は客観的な外形上の基準として有効である。つまり、意志表現は、その助動詞を含む句や文の主語が一人称である場合に限りらるると考えて差し支えないからである。勿論一人称を主語とするものが総て〈意志〉とは限らないが、文脈で補っても解釈上の大きな相違(個人差)はさほど生じないと想像できる。従って、〈意志〉を表わす用法のものとはそれ以外の用法のものは、この「人称」による外形上の差異を基準とすることで弁別できると考えられる。この基準は「べし」における〈意志〉の用法についても同様に有効である。

以上の観点から、本稿では「む」と「べし」との関係について、〈意志〉の意味・用法を中心に見て行くが、対象とする資料を便宜上「中世」の「和漢混淆文」に限定したいと思う。これは、本稿の考察の焦点を拡散させないためとする手段であるが、次の三点が主な理由である。第一に、中世以降の文語文では「む」の意味・用法に縮少の傾向があるという指摘⁽¹⁶⁾があること。第二に「べし」と「まじ」は、中古語においては〈意志〉の意味・用法はなく（或は少なく）、中世語にはいつて〈意志〉とみなしてよいものがでてくるという指摘⁽¹⁷⁾があること。第三に、付属語においては、和文で用いられる場合と漢文訓読文（広くは和漢混淆文）で用いられる場合とで見たとき、両者の意味・用法を全く同一と見なし得ないところがあり、和文語（乃至和文における意味・用法）が漢文訓読文（広くは和漢混淆文）に受容される際には、その最も根幹的な或は普遍的な部分を探り入れるのではないかと論者が考えていること⁽¹⁸⁾。以上のことから、「中世」の「和漢混淆文」における〈意志〉の用法の「む」と「べし」について考察を試みることは、「む」と「べし」との関係や、それ^れが有する性格の一側面を明らかにする上で有意義なことと考える。

本稿では、さしあたって中世の片仮名文資料を調査対象とした。そこに用いられた「む」と「べし」との〈意志〉の用法を中心にして、その用例数を示したのが表Ⅰである。助動詞が〈意志〉を表明するために用いられるのは、それに対応する主語が一人称であるものに限られることは先述した通りである。そこで、まず一人称を主語とするものとそれ以外（二人称主語、三人称主語のもの）とに分け、次に一人称を主語とするものの中で〈意志〉の用法のものとそれ以外の用法のものに分けた。尚、表Ⅰでは「む」と「むとす」「むず」とを別の助動詞とは考えず同一に扱った。また、「む」「べし」のそれぞれに打消の意味を加えた助動詞といわれる「じ」「まじ」も参考のために添えた。更に、考察の便宜のために、それぞれが用いられた文を「地の文」「思惟文」「会話文」の三種類に分け、「会話文」については後述する考察の必要から下位分類として次の三類を設けた。

A・待遇上の上位者から下位者への会話文

中世和漢混淆文における助動詞「む」・「べし」について

本稿では「待遇上の上位者」「待遇上の下位者」を、それぞれ「待遇上位者(或は上位者)」「待遇下位者(或は下位者)」と称して以下は用いることとする。

表Iに看取できるように、少数ながら「べし」が〈意志〉の意味・用法として用いられた確例を認めることができる。一方、打消推量の「じ」には〈意志〉の意味・用法の例がありながら、「まじ」にその例と認められるものはない。これは、「まじ」が漢文訓読文にはあまり用いられることのなかった助動詞であり、打消推量の大部分は「べからず」で表現できたので、特に「まじ」を用いる必要性や必然性が用語選択の上からも表現効果の上からもなかったためであると思われる。これらの点については、調査対象を拡げ、用例を増やして、今後検討して行くことにしたい。

二、〈意志〉の意味・用法の「べし」

表Iから看取できるように、〈意志〉を表明するために用いたと思われる「べし」は二〇例(全六一五例中の3.3%)にすぎない。従って、「べし」の意味・用法の中では、これは幾分特異なものと言える。そこで、斯る〈意志〉の表明に用いる「べし」の性格を明らかにするために、全用例について以下考察を加えて行くことにする。

「地の文」

①阿彌陀如來ノ法藏比丘ノイニシヘタテ給フトコロノ卅八ノ願ノ中ニオイテイツトシテモ慈悲利生ナラストイフコトナシ。其ノ中ニヒトツフタツノ願ノ心ライイサ、カノヘ申スヘキ也。ヒトツノ願ニノタマヘルハ…… 〈法華百座聞書抄

ウ360

「思惟文」

②「我ハ賢キワサシタリ有智ノ僧ニ見テ尊トカラレム」ト思シテ(中略)「ソレヲ召セテ拜ムセサセ又尊キ功能之由モイハセム。聞イヨクテ増賢キ

ワサシツルト思ヘキ也」トテ召ニ遣ス。 〈打聞集 4〉

中世和漢混淆文における助動詞「む」「べし」について

③「賢キ人多リケル國ケリヲホホケノ上手ハ知ルヘ非ヌ事ヲカクノミ云ヒアテヲコスル事。賢コカリケル國ニアタノ心ヲ發テハ返テ打得レナム。サレハ隨テ中カ吉ルヘキナリ」年來イトミツル心永失ヌ。〈打聞集 135〉

④帝尺ヲ見テ思ハク「魚ノ子ハ多カレ魚ト成ルハ少シ菴羅ノ花ハ滋ケレ菓ヲ結フハ希ナリ（中略）水ノ内ノ月キ波ニ隨テ動キ安ク鎧ヒヲ着タル軍サノ戦カフニ臨ミテ逃テ此ノ人ノ心ヲモ行キテ心ロ見テ知ル等シ」ト念フ 〈三宝絵詞 上27ウ3〉

〔會話文〕

A 待遇上の上位者から下位者へ

⑤王ト仰給様「イカナル事ニヨリテ昔ヨリ老人ヲ捨ル事アラム。今コレヨリテ事ノ心ヲ思フニ老ヲ貴ムヘキ國ニコソアリケレ。然ハ遠國ニ遣ハシテ老者共ヲ殊ニ女上中下早召ニ遣ハスヘキ宣旨下スヘシ。又老人ト捨ト云フ名ヲ捨テ、養老國ト付ヘシ」此レヨリ後チ國ノ政事ト平カニ也ニケリ。 〈打聞集 144・144・145〉

⑥此并起居給テノタマハク「汝ハ眞ノ潔聖ナリケリ。其心ヲ顯カタメニ病人形ヲ見ツル。汝極テ貴シ。シカアレハ我持心經汝ニ傳ヘシ。慥ニ此ヲウケテハルカニ世ニ傳テ衆生ヲ導ヒケ」トテ 〈打聞集 190〉

⑦三藏ノイハク「略」汝ナヲコノ事ヲ信セス。サラハワカムネニスミタマウ卅七尊ヲミスヘシ。持佛堂ニイリテシハラクアリテカネウタムヲリキタリテミヨ」トテ三昧ニイリヌ。 〈法華百座聞書抄 才353〉

⑧長者門ヲスキルニ高樓悵ヲ風吹上ケタルヨリ此ヲ見ミテ戀コヒノ病ニ成テ物不食。母アヤシンテ此事ヲ問ニ不答。再三問レテ答テ云ク「美君ヲ見ヨリ戀病ヲ付タル也」母ノ云ク「安スキホトノ事也」トテ術婆伽ニ魚ヲツラセテヒメ君ノモトヘ數十度以參ル。ヒメ君奇シンテ問テ云ク「何事所望ノ有ルソト問フ。母事由來ヲ答テ申ス。ヒメ君答云「ヤスキホトノ事也。アスヘシ」トテ「但是ニ天神マシノス。ソレニテアフヘシ」トテ日定メテ約束シテヒメ君父長者ニ「モノマウテシ候ム」トテ出立テ通夜ニ參ル。 〈三教指帰注 31才8・8〉

⑨鳩來テ王ノ脇ニ入ル鷹追ヒテ前ノ樹ニ居ヌ「我ニ鳩ヲ返シ給ヘ」ト乞フ王ノ云ク「我レ衆生ヲ救ハム念フ誓ヒ有リ不可返ス」ト云フ

鷹ノ云ク「我モ衆生ニハ非スヤハ奈止加憐ハス今日ノ食ヒ物ヲハ奪ヒ給フ」ト云フ　　〈三宝絵詞 上8ウ5〉

⑩鷹ノ云ク「肉ハ皆尽ルニ鳩ハ猶重シ又ハ何クノ肉ヲカ加ヘム早ク鳩ヲ返シテ」ト責ム王ノ云ク「更ニ不可返」ト云テ我カ身乍ラ斤ニ

繫ムト時ニ筋絶エ力尽テ丸ヒ倒レヌ　　〈三宝絵詞 上9オ4〉

⑪太子王ニ白ス「我レ聞ク海ミノ中ニ如意珠有ナリ心見ニ行テ求ム」ト王驚テ答フ「国ハ是汝国ナリ瓊ヲハ皆汝カ瓊ナリ（中略）毒ノ龍大ルキナ魚荒キ風高キ波ニ往ク者ノ八千万ナレト還ル者ハ一リニリ也不可免ス」ト　　〈三宝絵詞 上15オ3〉

⑫願主大ニナキテ云ク「マコトニ我サラニシラサリケリ（中略）今日ヨリノチハイタハリヤシナヒタテマツリテナカクツカヒタテマツル事ヲトムヘシ」トナキカナシフ牛コノ事ヲキムテ氣ヲナケキ涙ヲナカス　　〈三宝絵詞 中33オ7〉

⑬鬼ノ云「我オホク汝カ食ヲエツソノ恩ムクフヘシタムシ若汝ヲユルシテハ我ヲモキ罪ヲオヒテ鉄ノ杖ヲモチテ百度ウタルヘシ若汝カ同年ナル人ヤアル」トトフ　　〈三宝絵詞 中37ウ3〉

B 待遇上の下位者から上位者へ

⑭「年來如是念佛ヨリ外ニスル事无。死時必告申ヘシ。又□後ニハ此所ヲハ寺立給ヘ。ヲマヘニユスリマウス」契云々　　〈打聞集 423〉

⑮（略）而ルニ念佛ヲ唱ヨリ外ニ勤ムル事无シテナム年來ニ成ヌル。死ナム時ハ必ス告ケ奉ラム。亦己レ死ナム後ニハ此ノ所ヲハ寺起給ヘ。今日讓リ奉リツ」ト契ヲ成シテ　　〈今昔物語集 一五・27〉

⑯「何ニ事ヲ我カ父ハ泣キ悲ヒ給フソ」ト父答テ云ク「世ノ中ニミノナケキカ有ルヲナケクナリ」時ニ周處答テ云ク「何事ニテモ候ヘ。父ノナケキヲハヤスメマイラセ候ヘシ。仰タヘ」父答テ云「世ノ中ニヲソロキシモノミツ有（略）」

〈三教指帰注 20オ6〉

⑰父答テ云ク「第三ニハ子汝周處也。其故ハ惡事ヲタクミ生ヲ殺シ物ヲ損ス。豈ニ此レニスキタル敵キ有」其ノ時ニ周

中世和漢混淆文における助動詞「む」「べし」について

處答テ申様「今日ヨリ以後ハ惡事ヲトメテ父親ニ孝スヘシ」トテ弓矢鎧甲等（中略）切ステヲリチラシ
 指帰注 21才5

C 待遇上対等な立場の相手へ

⑰鳩鷹ニ語フ「我等謬テマリ弁ノ身ヲ懷^{マユ}リツ早ク天ノカラ以テ王ノ疵ヲ愈スヘシ」ト云フ鷹即チ帝尺ニ成リテ王ニ問フ
 三寶絵詞 上9ウ7

右二〇例の「べし」から看取されるのは、まず使用される場が会話文に多い点（80%）である。地の文・思惟文と会話文との間には、出現頻度の差として現われる外形的な差異ばかりでなく、内容上も微妙な差異が存するようである。右例はいずれも一人称主語をとるものであるから、形の上では〈意志〉の用法であり得（文脈を考慮しても）、他の意味・用法のものとは単純に区別しても異なる。しかし、①〜④の各例は、⑤〜⑰の〈意志〉とはその質を異にする。つまり、①〜④の場合、地の文・思惟文の言語主体である「われ」を客観化し、第三者の地位に置いて、言語主体が自己を観察する対象に変えているのである。従って、これらは必ずしも〈意志〉と断定できないが（言語主体にとって可能・必然な内容の判断とも）、〈意志〉表現とも見なし得るので考察の対象としてみる。特に②③④にその語感が強いが、具体的に示すと次の如くなる。まず①の場合、「有智ノ僧」に「拜セサセ」「尊キ功能之由モイハセ」て、それを「聞」ことによつて自分が「賢キワザ」をしたと「思うことができるだろう」からそう実感したいという〈意志〉を述べている。次に③では、「賢コカリケル国ニ怨ノ心ヲ発」すようなことをすれば、「返テ打得」られてしまいかねないから「仲良くしななければならない」という〈意志〉を述べている。また④では、「此ノ人ノ心」を実際に行つて「心口見」れば、「知ることができよう」からそうして知りたいという〈意志〉を述べている。以上のように、ある〈意志〉を持つに至る客観的な前提条件が説明された後に、論理的に可能・必然と判断した内容が〈意志〉になっているのである。これは「む」に対して「べし」が持つ本義的な（推量表現における相違に通ずる）判断の表現であつて、推量表現にうったえるという意

味で〈意志〉の間接的表現であると考えられる。これは①②③では助動詞「なり」を下接していることとも関連のあることと思う。このレベルでは、〈意志〉の用法における「む」と「べし」との関係も、それらの本義的性格の差異を反映したものと捉えらえることができる。

ところが、⑤⑥⑦の会話文の例では「む」の〈意志〉と「べし」の〈意志〉との関係を、前と全く同様には説明できない場合も出てくる。これらの中には「む」と全く同様に〈意志〉の直接的表現となるものがある。以上の意味では、「む」に対する「べし」の〈意志〉表現の基本は、対話の場における眼前の対者に対して、自己の〈意志〉を口頭（会話）という形で直接に表明するために用いるということではなからうか。

それでは、会話文における〈意志〉表現では「む」と「べし」との間に用法上の差異はあり得ないのか、という点について次に検討してみたい。この点に関して、「む」と「べし」との関係が最も象徴的に顕現していると思われるが、ある。⑧の用例がそれである。「ヒメ君」に恋した息子「術婆伽」のために、「母」が「ヒメ君」に逢って貰うことを請う場面である。「母」・「ヒメ君」・ヒメ君の「父長者」の三者間における待遇関係をまず整理しておく、「ヒメ君」として「母」は待遇下位者であり「父長者」は待遇上位者ということになる。「母」が「ヒメ君」に逢って欲しい旨を「申す」のに答えて、「ヒメ君」は待遇下位者「母」に「アヌヘシ」「アフヘシ」と「云（ノタマフ）」のであり、同じ人物が今度自分にとって待遇上位者たる「父長者」には「モノマウテシ候ム」と告げるのである。〈意志〉の表明に用いられた「む」と「べし」との相違は、斯様な待遇上の上下関係の相違を反映していると考えられる。⑭⑮⑯の四例はこの特徴的傾向に合わないことになるが、⑰は動作主が一人称複数でもあり得、それに含まれる者への呼掛けでもあるとき、同じ決意を促す効果を持った所謂〈勧誘〉の用法とも考えられる。また⑱は『打聞集』の例であるが、類話を持つ『今昔物語集』では参考に付した如くに、「べし」でなく「む」を用いて〈意志〉が表わされている。〈意志〉以外の場合においては、両資料の類話・同話の相当する箇所「む」と「べし」との交替がないことを考えると、中世語に入って「べ

「し」が新たに「意志」の意味・用法をも担い始めたことにより、「意志」表現における両者の関係がゆれていたのでなかつたかと考えられる。このように見ると、「意志」の「べし」の根幹的用法は、待遇上位者から下位者への会話文に用いることに特徴を認めてよさそうである。

三、「意志」の意味・用法の「む」「べし」

「意志」表現に用いられた「む」の総用例数は四〇七例である。その全例を、文の種類によって表Iから改めて表IIにまとめ直した。表IIに看取できるように、待遇上位者から下位者への会話文における用例数は、他の種類の文における用例数と比べると極端に少なく、全体の一割程度(四七例)に過ぎないという特徴が指摘できる。この現象は前述の「べし」とは極めて対照的である。資料の性質上待遇上位者から下位者への用例が多くなる『却癡忘記』と『光言句義釈聴集記』は、他の資料と同レベルで比較するのは不適當であると考えるので、その例を除くと、表IIの上段(「一部除」)に示した如く、Aの用例数は全体の6%程度(二二例)に過ぎず、先の特徴は一層顕著なものとなる。

計	会話文			思惟文	地の文	文の種類	
	C	B	A			助動詞	
						一部除	む
362	92	75	22	86	87	一部除	む
407	93	81	47	98	88	全	む
20	1	3	12	3	1	一部除	べし
20	1	3	12	3	1	全	べし

前述した「べし」の特徴と「む」との関係を明らかにするために、僅か一割弱の用例しかないAの例を詳細に考察することは有効なことと考えるので、以下二二例の総てについて考察して行く。

①王ト賢ク御坐人ニテ「此物ハ御カウヤクヲ造テ有物共ナトリ。スヘキ様粉ヲ宮ノ中ニヒマナクマキテム。サラハ身ヲ陰ス物ナリトモ足カカタノ付テイカム所ハシルク顯ナム」トテ粉ヲ召テ宮ノ内ニユキノ降タル様ニマキツ。

〔打聞集 229〕

「マキテム」に対応する主語は「王ド」であるが、その動作主は一人称複数でもあり得るので、それに含まれる者（キサキ達）への呼掛けでもあり、同じ決意（意志）を促す効果をもった所謂〈勧誘〉の意味をも含んでいる。つまり、単純な〈意志〉の表明とは異なる。

㊦ 佛ノノタマフヤウハ〔略〕然ルラ佛ノ智慧ハサトリカタク信シカタカルヘケレハ喩ヒラ説キテシラシメムカ爲メナリ。喩トヘハ諸ノ人アリテ財ヲモトメムカタメニ五百由旬ノサカシクトラキ道ニムカヘラム。ソノ道チ〔以下略〕 〔法華百座聞書抄 ウ276・277〕

㊧ 佛ノノタマフヤウハ〔略〕コレニ此人ツカレコウシテカヘリナムトセム時ヒトリノ道チシルヘノタノモシク彼ノ道ノアリサマラシレラムカ〔以下略〕 〔法華百座聞書抄 ウ279〕

㊨ 佛ノノ給ハク「我今像ニ湯アムス法ヲトク諸ノ供養ノ中ニ事スクレタリトス若佛ニアムシタテマツラムト思ハノ諸ノ妙ナル香ヲ水ニ入ツノ浴シタテマツレ〔以下略〕 〔三宝絵詞 下45オ2〕

㊩ 佛乃玉ハク〔略〕現世ノ父母ノタメニモセハ命百年ニシテ病ナク七世ノ父母カタメニハ餓鬼ノクルシヒラハナレテ天ノ樂ヒラウケシメムトコヒネカヘ〔以下略〕 〔三宝絵詞 下60オ3〕

いずれも会話文の言語主体は「佛」であるが、「シラシメム」「モトメム」「カヘリナム」或は「アムシタテマツラム」や「ウケシメム」と判断するのは「佛」とは別の人物である。それ〴〵第三者的人物（具体的には示されていない。仮に「佛」である場合でも、その「佛」を第三者的地位に置いた表現である）や「此人」「諸ノ人」であつて、言語主体（佛）が自分自身の行為について判断し直接表明したものとはなっていない。

㊪ 太子ノカヒタマヒケル鵠トイフ鳥ノ侍ケルニムカヒテノタマフヤウ〔略〕ワレラコソ虚空ヘエトハネ。鳥ハソラヲトフコトヲエタリ。汝カクヒニ消息ヲツケム。太子ニタツネテタテマツレトノタマウニ 〔法華百座聞書抄 ウ

正に待遇上位者たる言語主体(太子の父母)が待遇下位者(鵝トイフ鳥)に対して、自身の判断(意志)を直接に表明した例である。しかし敢えて言うならば、会話文の言語主体である父母が「太子ノカヒタマヒケル鵝トイフ鳥」に太子への消息を託し「タテマツ」るものであるために、太子に対する敬意の心理が働き、心理的な待遇関係は上位者から下位者へではなく、下位者から上位者へ或は対等の関係として意識されていたとも考えられる。

①王大^キ奇^ヒテ云ク「日次^{キニ}用^{サル}事ハ一日^{ヒニ}一ツ^ニハ不過^ス不知^{サリ}汝^カ常^ニ多^ク死^ヌ事^ヲハ今所^云裁也汝^カ事^ニ随^{ハム}」ト讀^メテ不^狩シテ還^ヌ 〓三宝絵詞 上25ウ3〓

②「誰^カ皆^暫ノ命^ヲ不^惜サ^ラ明日^ス行^{カム}事^ハ次^テニ當^{ハレ}難^遁シ今夜^ノ殘^ノ命^ヲ捨^テ今日^死ナム事^ハ愁^{フト}有[」]ト云ヘハ鹿ノ王ノ云ク「此^ノ愁^モ可^然シ吾^レ今日^フ汝^ニ替^テ命^ヲ捨^{テム}」ト云テ自^ラ出^テ行^{キヌ} 〓三宝絵詞 上26オ8〓

③傷^ヲ説^テ「我^ハ是^実ノ畜^生也(中略)吾^レ今日^{ヨリ}始^テ諸^ノ鹿^ヲ不^食ハシ此^誓ヒヲ成^{シテ}國^ノ内^ニ勅^ヲ下^{シテ}狩^リ為^ム者^ノヲ罪^ミ為^ム」ト誠^メテ則^此ノ野^ヲ以^テ鹿^ノ蘭^ト成^テキ 〓三宝絵詞 上27オ1〓

④王^弥ヨ怖^リ思^テ宣^{ハク}「我^レ誤^テ孝^子ヲ殺^ツ是^ノ罪^甚重^シ悲^哉少^ノ味^ヲ求^カ為^ニ重^キ罪^ムト為^ル事^ト何^シテ汝^ヲ生^{ケム}」ト泣^ク手^ヲ箭^ヲ拔^キ給^ヌ 〓三宝絵詞 上44ウ2〓

⑤王^弥ヨ悲^ヒ泣^テ宣^給ク「汝^終ニ不^生ハ我^更ニ不^還ラシ永^ク此^山ニ留^テ汝^ニ替^テ祖^ヲ養^{ハム}諸^ノ天^龍神^皆此^ノ事^ヲ聞^ケ(以下略)」 〓三宝絵詞 上44ウ7〓

⑥王^答ヘ給^フ「我^ハ此^ノ国^ノ王^也汝^カ出^ニ入^テ道^ヲ行^{ナル}聞^テ故^ヲ来^テ供^養ト為^ル也」ト宣^給ヘハ 〓三宝絵詞 上45ウ8〓

⑦王^不堪^{シテ}涙^ヲ流^{シテ}宣^ク「(略)吾^レ山^ニ入^テ鹿^ヲ射^ル誤^テ汝^カ子^ニ當^ヌ其^ノ事^ノ悲^{シキ}依^テ故^ニ来^{ツル}也今^ハ只^吾ヲ憑^メ子^ニ替^テ養^{ハム}」ト宣^ヘハ 〓三宝絵詞 上46オ8〓

⑧國王^{王大}キニ悔^イ給^{ヒテ}「自^今リ後^ニハ汝^カ如^教ニ有^{ラム}」ト宣^給フ 〓三宝絵詞 上48オ7〓

①②の例は、社会的地位(身分)による上下関係では上位者から下位者への会話文であるが、心理的な待遇上の関係は寧ろ下位者から上位者へ或は対等な立場での「意志」の表明になっていると考えてよい。

①④は同一説話内での例である。①④は「国王」から「鹿ノ王」への会話文であるが、対等な立場の「王」として待遇しているか、或は自分の行為の過ちを認められた者の立場として心理的には「国王」の側に「鹿ノ王」に対する下位者の意識を感じることが出来る。④は「鹿ノ王」から「鹿」への会話であるが待遇関係の情況は①④と同様である。

②③も同一説話内での例で、「国王」から「施无」という人物とその「祖」への会話文である。社会的地位では当然「国王」は上位者であり「施无」・「祖」は下位者であるが、誤って射殺することになる孝子「施无」とその「祖」に対する「悔」の気持ちから、心理的には既に「国王」は両者に対して自らを上位者とはしていない。会話における待遇表現は、その言語主体が対者をどのように位置付けるかによつて使い分けるものであるから、社会的上下関係よりも心理的な待遇意識が優先され、それが話者の表現に反映されるのは当然といえる。また、仏教説話であることを考えても、斯る上下関係の逆転や接近と、その表現への反映は必然のことと考えてよさそうである。

③天下ニセンシラクタシテ「イキタラム師子ノ血トリテタテマツリタラムモノニハマウサウニシタカヒテ其賞ヲラコナヒ又オホクノタカララタマハセム」トアリケルヲキツテ へ法華百座聞書抄 ウ169

④阿彌陀如來ノ法藏比丘ノイニシヘタテ給フトコロノ卅八ノ願ノ中ニオイテ(中略)ヒトツノ願ニノタマヘルハ「若シ衆生アリテ四重ヲオカシ五逆ヲツクレラムモノナリトモ命終ノ時我名號ヲ十度ヒトナフルモノアラハ无量億劫ノ罪ヲノソキテ我ト諸ノ井ト共トモニ來テ我國ニムカヘム」トノタマヘルコソ へ法華百座聞書抄 ウ363

⑤次ノ願ニ「我カ名ヲトナフルモノアラハ其人命終ノ時其ノ心ヲ散亂セシメ念佛ヲオコタラシメスシテ我レ拜ニ諸ノ井ト其ノ所ニ行キテ善知識トナリテ我カ國ニムカヘム」トノタマヘルコソ へ法華百座聞書 ウ363

⑥王國ニ返テ普ク告テ宣給ハク「諸ノ目盲ヒタテ父母有テ施无カ如クニ有ラム類ヒハ皆當ニ可助養シ若シ惱シ犯ス輩有ラハ重キ罪ニ當テ

ム」ト宣給フ 〔三宝絵詞 上48ウ5〕

㉞ 爰ニ託宣アリテ乃給ハク「兵人等オホクコロシツ其罪ヲウシナハムカタメニ放生会ヲ毎年ニ行フヘシ」コレニコリテ諸國ニイハレ給ヘル所々ハカナラス海ノ邊川ノ畔也 〔三宝絵詞 下63ウ7〕

㉟の言語主体は待遇上位者(国王)であるが、その言語主体が〈意志〉を直接に発言した口頭の文ではなく、「宣言」として間接的に記されたものである。㊱も同様に、「阿弥陀如来法蔵比丘」が「イニシヘタテ給」た願で「我國ニムカヘム」と「ノタマ」うた事が間接的に、「ノタマ」うた言語主体とは異なる話者によつて話されたものである。㊲もそれ／＼「王」の「告」給うた宣言や「託宣」の内容が間接的に述べられたものである。㊳はまた㊴／＼と同様、言語主体の判断(意志)表現でもない。

㊵ 行満座主ノイハク「昔キキ智者大師乃給ハク『我死テノチニ二百余歳ニハシメテ東ノ國ニシテワカ法ヲヒロメム』ト乃給ヘリヒシリノミコトタカハスシテ今コノ人ニアヘリ(以下略)」 〔三宝絵詞 下11オ6〕

これも待遇上位者たる「智者大師」が直接に口頭で「乃給」た場面ではなく、それを間接的に「行満座主」が伝えたものである。

㊶ 彌勒ノノタマウヤウ「ワレヒトツノ功德ヲナム汝カタメニ説カム。コレヨリノチ長ク三惡道ヲハナレテ九十一劫カホト天聖王ノ報ヲウケテソノチ佛ニナムナルヘキ」トシルセリ 〔法華百座聞書抄 オ398〕

「彌勒ノノタマウヤウ」と前置してあるので、「説カム」という彌勒の直接的判断(意志)表現の口頭文と思われるが、後に「トシルセリ」ともあることから、これも間接的表現であつて口頭文ではないとも考えられる。

先に断つたように『却廢忘記』と『光言句義釈聴集記』におけるAの用例は除外したが、右の考察に基づいてその用例(二五例)を検討してもほぼ同じような傾向が看取できる。資料の記述内容上の特殊性もあるが、言語主体が自身の判断(意志)を直接に表明した口頭の例はなく、第三者の判断(意志)を間接的に述べたものばかりと言える。

四、〈意志〉の意味・用法における「む」と「べし」との比較

〈意志〉表現における「む」と「べし」との関係をもっと明確にするために、今一度これまでにみてきた用例を、別の角度からも検討した上で、両者の特徴をまとめてみたい。

「む」や「べし」が〈意志〉表現となり得るのは一人称主語に対応する述語に付いた場合に限られ、一人称以外の外界の事物に対応する述語に付いた場合は少なくとも〈意志〉ではあり得ない。しかし次の如き〈意志〉表現の例がある。

- 髪ヲ取テ打伏テフマヘツ。鬼ハ放レム／＼トスレトモツヨクフマヘタレハ頭ノヒシクル様ニスレハ　　〈打聞集〉
- 佛ノノタマフヤウハ「略」コレニ此人ツカレコウシテカヘリナムトセム時ヒトリノ道チシルヘノタノモシク彼ノ道ノアリサマラシラムカ（以下略）　　〈法華百座聞書抄〉

表Ⅲ

文の種類		地の文	思惟文	会話文		
助動詞	甲			乙	甲	乙
む	甲	0	84	83	75	40
	乙	88	14	10	6	7
べし	甲	1	3	1	3	12
	乙	0	0	0	0	0

右二例はともに〈意志〉の用法の「む」と考えて間違いない。言語主体はそれ／＼記録者・「佛」であるので、「む」を含む述語部に対応する主語「鬼」「此人」は言語主体以外の第三者（つまり三人称主語）であると形式上は見られる。しかし、意味上は「鬼ハ（ワレ）放レム／＼トスレトモ」「此人（ワレ）カヘリナムトセム時」という気持であるので、意味上は一人称主語として考えてよい。表Ⅰの分類は形式上の主語ではなく意味上の主語で考え、斯様な例も一人称主語として扱っている。

そこで、〈意志〉表現に用いられた「む」と「べし」を、形式上の主語（言語主体）と意味上の主語とが一致するもの（甲）と一致しないもの（乙）とに分けて用例数を示したのが表Ⅲである。表Ⅲから明らかのように、「べし」

においては形式上の主語(言語主体)と意味上の主語とが一致した例しかない(先述の「べし」の特徴を裏づけている)が、「む」においては一致しない例が相当数存する。特に地の文においてはその特徴が顕著(全例が乙)であり、言語主体が第三者の〈意志〉を「む」で表現していることがわかる。また、思惟文や会話文においても、言語主体が第三者の〈意志〉について表現した例(乙の例)は「む」にしか見られない。

以上述べてきたことを簡単にまとめると次の如くなる。但し、冒頭で断つた様に考察の対象を限定したので、ここでのまとめは「中世」の「和漢混淆文」に用いられた、「む」と「べし」との関係において見られる〈意志〉の用法の特徴ということになる。

「む」の特徴

○言語主体が第三者の判断(意志)を間接的に述べる場合に専ら用いる。(表Ⅲの分類乙項目の用例は「む」にしか拾えない)

○待遇上位者たる言語主体が待遇下位者に対して、自身の判断(意志)を直接に表明する場合には用いない。従って、待遇関係が対等である者や上位者に対して、或は待遇関係が意識されない場合に用いられる傾向がある。(表Ⅰ・Ⅱの分類A項目の用例は殆ど皆無に等しい)

「べし」の特徴

○言語主体が自分自身の判断(意志)を、相手を眼前にして口頭で(会話文という形をとって)直接に表明する場合に用いる点が特徴的である。(表Ⅲの分類乙項目の用例が「べし」には皆無である。かつ〈意志〉の確例で、その特徴と見なし得るのは会話文におけるものである)

○就中、待遇上位者が自分自身の判断(意志)を、待遇下位者たる相手を眼前にして、口頭で(会話文という形をとって)直接に表明する場合に用いられる点が特徴的である。(各表の分類A項目における用例が〈意志〉以外にその意味・

用法を考えられないものであり、その点で「む」との関係を特徴的にとらえ得る」

○相手を眼前に置かない地の文や思惟文で用いられる場合（それを「意志」と見なすならば）、客観的前提条件が示され、論理的に可能・必然と判断された内容の表現になっている。「む」との対比において、「べし」の持つ本質的性格（推量）のそれに通ずる）の差異を反映したものと見なし得る」

むすびにかえて（「欲・将」と「可」）

最後に「む」と「べし」にそれ／＼対応すると思われる漢字表記の「欲・将」と「可」について検討しようと思う。これらは、漢文を日本語文に訓読する際に補読することも多かった助動詞の中で、漢文における意味・用法と国語助動詞の意味・用法とが密接に関連し、漢字に国語助動詞の訓みが与えられたものの一つである。この関連が日本人が国語文を表現する場合にも密接であったことは、先述の片仮名文のような和漢混淆文において、助動詞「む」や「べし」が漢字表記されていることから明らかである。従って、国語文における「む」と「べし」との関係やそれ／＼の性格は漢字表記の場合にもその用字選択や用法に意識的に反映されるであろうから、これらを明らかにするためにも、漢字表記によるものの意味・用法を検討することは有意義であると思われる。当然和化漢文における用字に顕現する筈なのでそれを見ることも重要であるが、和化漢文については今後の課題としておきたい。本稿ではまず、和漢混淆文の中でも和化漢文的要素の比較的に濃い『明恵上人夢記』を調査の対象資料とした考察の一端を述べ、今後の足掛りとして、表1と同じ要領で「む」「べし」と「欲・将」「可」（『明恵上人夢記』ではこの三字程が主となる）について、その用例数を示したのが表IVである。「む」「べし」は、補読を必要とする場合も多いが、ここでは実際に仮名で表記されたものだけを対象としたので、極僅かな用例しかない。また「じ」「まじ」が仮名表記で使用された例はない。

仮名表記の「む」と「べし」については、「む」に既に述べてきたと同様の傾向が認められ、「べし」に「意志」表現

表IV

明恵上人夢記					資 料		
会 話 文			思 惟 文	地 の 文	文の種類		
C	B	A			意 志	一 人 称	む
1	3		5	5	意 志	一 人 称	
					その他		
1			9	1	一人称以外		べし
					意 志	一 人 称	
				2	その他		
1			3	1	一人称以外		欲
	2		3	28	意 志	一 人 称	
					その他		
					一人称以外		
				22	意 志	一 人 称	将
					その他		
					一人称以外		
	4		5	6	意 志	一 人 称	可
2	2		1	5	その他		
15	6	14	17	27	一人称以外		

の例は見出せない。

漢字表記の「欲・将」は、「ムトス」或は「マサニムトス」と訓むものであろうが、その表わす意味は全例が「意志」とされるものばかりである。「意志」とその他の用法との区別がこゝでは一層困難であるので、文脈や表現内容を詳細に検討する必要がありその結果分類を再考せねばならないかもしれないが、少なくとも先の基準（人称による区別）に照らして考える限り「意志」の意味・用法と考えられるのである。これは「ムトス」と訓むこととの関連が強く、トスを添えることが、その動作・行為の主が言語主体自身である場合は勿論のこと、言語主体以外である場合もそれを一人称主語の内容（動作・行為についての判断が「意志」であること）にするニュアンスを有するためではないかと思われる。それでは、所謂推量表現は何で表わされるかという点、それは補説されるべき「む」や「べし」と「可」字に依ったのであ

らう。

「欲」と「將」との間の意味・用法上の差異について見ると、顕著な差異はないと言って良いのであるが、思惟文と会話文に用いられたのは「欲」のみであることが指摘できる。純粹に言語主体自身の判断(意志)を表明する際には、「將」よりも専ら「欲」を用いるものと見る事ができるようである。これは「欲」字に「オモフ」「オモヘラク」の訓が与えられることも、その用字や性格の一面を窺わせていると考え得る。⁽²²⁾

○京邊近處有住房上師ト与在此處師忽出テ外へ行給予御送庭へ下ル一丁許行テ上師令止給予思ク京テハ不
知迎良欲還^レ へ9・35 思惟^レ

○予領掌之忽反成生身女人即心思明日往他所可有佛事爲結縁欲往彼所可相具彼所女人爲悅相朋
へ10・175 思惟^レ

○淨水流灑予之遍身其後心欲見予之實躰其面忽如明鏡漸遍身如明鏡 へ10・307 思惟^レ

○明日佛事を以使者白日來佛事結構之間念走過了後欲入見參明日時可有佛事其以前又可爲念之
由ヲ云、 へ8・119 会話^レ

○以起信流上卷奥令讀義林房并成仙房義林房云下卷ヲ又可讀之即云欲讀此下卷心甚猶豫又怖畏尤切也云々
へ10・405 会話^レ

また表IIIで行ったように、形式上の主語(言語主体)と意味上の主語とが一致するもの(甲)と一致しないもの(乙)とに分けると、「欲」「將」の両者ともに甲・乙の用例があるが、「欲」は甲一九例(58%)・乙一四例であるのに対し、「將」は甲八例(36%)・乙一四例であつて(参考までに、「可」は一五例の総てが甲類である)、甲類の表現には「將」よりも「欲」の方を用いることが割合としては多いことが指摘できる。つまりこの点からも、純粹に言語主体が自分自身の判断(意志)を表明する際は、「將」よりも「欲」を用いることが多かったと言えるようである。

①片方金薄土鉢現セリ下ヲ土ニテ造カ顯ト覺ユ予勸ニ進諸人ニ欲レ奉レ鑄直ニ諸人之依用も不定ニ思テ不ニ結構云： 146

242

②自ニ地藏堂還月暗テ宿瀧四郎之許夢欲レ參春日御社今日也ト思テ將ニ行水云： 146

③同十五日夜夢乳一鉢ヲ持有ニ白犬一足欲レ食之即覺了 146

④自ニ此竹林鼠欵イタチ等類クキイタシテ殺レ之云：又ヒサ、ヒ我前ヲ過テ後ノ木ニ將レ到之ヲ立塞テ不レ過云： 146

26

最後に、「可」字についてみると、〈意志〉表現に用いられたものが一五例認められる。その全用例を次に示す。

〔地の文〕

①覺後ニ八名經ヲ可レ讀欵ト思ニ後日撰ニ此式ニ以後於ニ佛前ニ可ニ祈請ニ可不之由思レ之處案スレハ此夢ハ即彌勒印ニ可之ニ給夢相也 146

②外戸有諸人ニ之心地ヌ予近レ之即奉禪付予之左耳ニ當テ答曰寶ツル也予深ク哀傷可レ奉レ問ニ不審ニ 146

③有ニ道忠僧都ニ在予之後ニ心有ニ不審ニ者可レ問レ之即可レ爲ニ定量ニ之由ヲ思テ問曰ク可レ住ニ槇尾欵答云尔也 146

146

④又夢上師在ニ靈鷲山ニ予共待レ之即可レ奉レ見之由心庶噦之間也 146

⑤寛喜二年十二月可レ讀ニ梵網傳奥疏ニ之事思ニ立之其間案ニ喜海法師共不共之事 146

⑥上師此返事無ニ其謂ニ之由ヲ被レ仰レハ嘆恐ノ候ヘハコソ申セ然ハ可レ申候と申テ即取レ硯可レ書ニ進其由ニ之結構アリ 146

〈10・527〉

〔思惟文〕

⑦此廿八日以前夢板木ニ彌勒經ノ二三枚ナルヲ押付タリ如ニ印レ經時ク押付タリ此ヲ放テ可レ讀ト思フ覺後ニ八名經ヲ可レ讀欵ト

思ニ
〈10・250〉

① 忽及成ニ生身女人ニ即心思明曰往ニ他所ニ可有佛事ニ爲ニ結縁ニ欲レ往ニ彼所ニ可ニ相ニ具彼所ニ
〈10・175〉

① 然ハ可レ申候と申テ即取レ硯可レ書ニ進其由ニ之結構アリ余取續テ可レ進之由ヲ思テ待レ之云々
〈10・528〉

① 見ニ舉此本菴室ニ思レ居ニ此處ニ心思我前房已ニ破キニ然此菴室如レ故敢不レ用ニ狗勞ニ須レ居レ之作ニ此思惟ニ之際
〈5・13〉

〔會話文〕

① 新宰相殿御前歩行被レ來快面近住經ニ一宿無ニ還去氣色ニ成弁恠問曰是不思ニ只事ニ是明神御前欵答曰尔也可レ申事アリ
テ來也
〈7・69〉

① 心ニ思ハク後生吉テ此ヲ志ハ何ニテモアリナム現世ニ人前ニテ何トモ可レ在ハハコソハト被レ云ト思フ又白言常如レ此可レ令ニ護持ニ答曰
尔也
〈10・20〉

① 以ニ起信荒上卷奥ニ令レ讀ニ義林房并成仙房ニ義林房云下卷ヲ又可レ讀レ之即云欲レ讀ニ此下卷ニ心甚猶預又怖畏尤切云々
〈10・404〉

① 上師此返事無ニ其謂ニ之由被レ仰レハ嘆恐ノ候ヘハコソ申セ然ハ可レ申候と申テ即取レ硯可レ書ニ進其由ニ之結構アリ
526
〈10・528〉

漢字表記の「可」⁽²³⁾（唯一例の「須」を含め）は、先の表1資料群の「べし」とは異なり、待遇上位者から下位者への會話文に用いられたものはない（これは対象資料の記述内容の特殊性によるところも少なくない）。しかし、地の文にあつてさえもその動作・行為の主と判断（意志）の表現者とは同一の言語主体（明恵自身）であつて、先の乙類の用例はない。勿論思惟文・會話文の場合もそうであることから判るように、言語主体自身がその判断（意志）を間接的でなく直接に表明

するのに用いる点では、表Ⅰ資料群の仮名表記「べし」とその特徴を一にしている。

ここで注目すべき例がある。先述した「む」と「べし」との間で認められたと全く同様の関係が、「欲」と「可」との用字上の差異にも認められる例として㊸が挙げられる。㊸の用例では、言語主体「義林房」自身が自分の「下巻を読む」という〈意志〉を直接に口頭で表明する時には「可」を以て表わし、一方他者がその会話文で「貴方（義林房）の此下巻を読もうという志は甚だ疑わしく云々」と間接的に義林房の〈意志〉について表現しようとする時は「欲」を以てする、という用字選択上の有意的な区別のあることが感ぜられるのである。

以上の考察を勘案しても、この「べし」と漢字表記「可」とが一致する点、すなわち「言語主体が自分自身の判断（意志）を自ら直接に表明する」ということが、〈意志〉の意味・用法における「べし」の最も基本的な用法ではなかったかと考えられるのである。

この点を明確にするためにも、「べし」（漢字表記のものも含め）が訓点資料や和化漢文において〈意志〉の意味・用法を有する時「む」との関係はどのようになっていくか、「べし」に〈意志〉の用法が現われるのは訓点資料や和化漢文と片仮名文等とはどちらが先か、或は、それと和文資料との関係ではどのようなようになるか、等々考えるべき点が多い。とりあえず、今後和漢混淆文の中でも対象を拡げ用例数を増やして再検討する必要があるが、本稿の考察の結果を一往の目安として行こうと思う。

注

(1) 『国語学研究事典』（明治書院）等を参照

(2) 橋本研一『つべし』と『べし』の原義』（『金田一博士米寿記念論集』）12頁〜17頁

- (3) 伊牟田経久「む」の活用と意味」(『月刊文法』昭和四五年六月号)
- (4) 中西宇一「べし」の意味——様相的推定と論理的推定——」(『月刊文法』昭和四四年一二月号)
- (5) 阪倉篤義「べし」「らむ」「けむ」について」(『佐伯梅友博士古稀記念国語学論集』)
- (6) 注(3) 論文等を参照
- (7) 注(4) 論文等を参照
- (8) 大野晋「古典語の助動詞と助詞」(『時代別作品別解釈文法』・福島邦道「べし」の研究」(『国文学』昭和三三年二月)
- (9) 中田祝夫「解釈文法雑筆」(その二)——「べし」と「まじ」およびその「裏」と「表」——」(『国文学言語と文芸』昭和三八年七月)
- (10) 注(4) 論文
- (11) 例えば「研究資料日本古典文学」⑫(明治書院)の186頁に「べし」は推量表現として用いられる場合も「む」に比べて強い推量を表わすことからわかるように、意志としても「当然とするであろう」という強い意志を示すことになる」(傍点論者)と説明されているが、これでは充分でも現実的でもない。
- (12) 『古典語現代語助動詞助詞詳説』(学燈社)の堀田要治氏の整理を参照した。
- (13) 五十嵐三郎「助動詞の意味——動詞との関係」(『続日本文法講座』明治書院)
- (14) 時枝誠記『日本文法文語篇』(岩波書店)
- (15) 森井蘭「む」の性格——推量・意志のあらわれ方」(『女子大国文』一五号、昭和三四年一〇月)
- (16) 堀田要治「推量の助動詞 む(ぬ)」(『古典語現代語助動詞助詞詳説』)等
- (17) 注(8)・(9) 論文
- (18) 拙稿「和漢混淆文の和文語の受容についての一考察——終助詞「かし」を中心に——」(『鎌倉時代語研究』第十一輯)
- (19) 『却癢忘記』・『光言句義釈聴集記』はともに明恵上人がその弟子に対して講じた内容や教訓・談話を、その弟子が整理・筆録したものである。従って、地の文においてもその言語主体は筆録者でない場合が遙かに多く、会話文や思惟文を含めてその殆どが明恵上人を言語主体とする。つまり、基本的には待遇上位者から下位者への内容が中心となった資料なのである。具体的には「べし」の用例①④⑤を指す。言語主体が判断した内容は「可能」・「必然」の表現として表わされていると見る。
- (20)

こともできる。

(21) 『観智院本類聚名義抄』に依ると、「欲」に「ト・ス」「セム・ト・ス」(僧中四九)、「將」に「マサニ」^ニ「セントス」(佛下末八)の訓がそれ〴〵掲載されている。

(22) 『観智院本類聚名義抄』の僧中四九参照。また、小林芳規博士(『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓讀の國語史的的研究』)によると、「欲」には「ムトス」「マク(コトヲ)ホ(リ)ス」「ムトオモフ」の訓法があり、「仏書の訓法『ムト欲』」は「院政期後半期から鎌倉期の資料にみえる」(二〇二頁)ことが指摘され、更に、「『ムトオモフ』の形で用いられる」「その用法は一人称の語に應ずるか、会話文中に見られ、『將』の字義と併せて意欲の意を表わす場合に用いられていると考えられる」(三六二頁)ことが指摘されている。

(23) 『観智院本類聚名義抄』に依ると、「可」に「ヘ・シ」「セム」(佛上七六)、「須」に「スヘシ」(佛下本三〇)の訓がそれ〴〵掲載されている。

▽ 最後に本稿で調査対象とした資料を掲げておく。

打聞集——東辻保和『打聞集の研究と総索引』(清文堂、昭和五六年)。法華百座聞書抄——小林芳規『法華百座聞書抄総索引』(武蔵野書院、昭和五〇年)。三教指帰注——築島裕・小林芳規『中山法華経寺藏本三教指帰注総索引及び研究』(武蔵野書院、昭和五五年)。三宝絵詞——東寺観智院本の複製『日本古典文学影印叢刊、三宝絵詞 明恵上人伝』(貴重本刊行会、昭和五九年)。却癡忘記・光言句義釈聴集記・明恵上人夢記——『高山寺資料叢書、明恵上人資料第二』(東京大学出版会、昭和五三年)。

〔付記〕 本稿は、昭和六三年度鎌倉時代語研究会夏期研究集会に於いて口頭発表した内容を基に成稿したものである。本稿を成すにあたり、小林芳規先生・佐々木峻先生の御指導と御助言を賜った。銘記して学恩に深謝申し上げる次第である。